

令和6年1月26日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
の全部を改正する件（告示）の公布について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、日本医師会より標記について通知がありました。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（告示）については、市町村介護保険事業計画および都道府県介護保険事業支援計画が則すべき事項等を規定した基本的な指針について示されているところですが、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業（支援）計画の策定等にあたり、今般、当該告示が改められ、本年4月1日より適用されることとなりました。

今般改正された基本的な指針では、地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実や、地域共生社会の実現、医療・介護情報基盤の整備、地域の実情に応じた取組のデザイン、介護人材確保及び介護現場の生産性向上などについて示されており、第9期介護保険事業（支援）計画はこうしたことを念頭に策定することとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（告示）の公布について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001194251.pdf>

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737